

調査計画

1 調査の名称

大気汚染物質排出量総合調査

2 調査の目的

本調査は、大気環境の保全を図るため、全国に設置するばい煙発生施設から排出された大気汚染物質の排出量を把握し、ばい煙発生施設の排出規制制度の見直しや微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダントの低減策等を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

また、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガスの排出・吸収の目録（インベントリ）の作成に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

以下の①及び②に掲げるばい煙発生施設を有する工場及び事業場（ただし、地方公共団体が同様の調査を実施する場合には、当該調査の対象となる工場及び事業場を除く。）

(注1)

① 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）に基づき都道府県知事及び大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。）第13条に定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出たばい煙発生施設

② 電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の相当規定に定めるところにより許可若しくは認可の申請又は届出を行ったばい煙発生施設（都道府県知事等は、大防法第27条第2項に基づき所管庁（経済産業省）から届出の通知を受ける。）

(注1) 一部の地方公共団体においては、その行政区域内の全部又は一部の工場及び事業場を対象に、本調査と同様の調査（以下「自治体調査」という。）が独自に行われている。

そのため、本調査の実施に当たっては、重複排除の観点から、自治体調査の対象となった工場及び事業場については、対象範囲から除いている。

4 報告を求める者

(1) 数

約88,000 ^(注2)

(注2) 自治体調査を行う地方公共団体及び報告者数は毎回変動する。そのため、自治体調査の対象となる報告者数を含む数を便宜記載している。

(2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

大気汚染防止法施行状況調査 ^(注3) の結果から作成した「ばい煙発生施設リスト」を母集団情報とし、自治体調査の対象となった工場及び事業場を除く全数に報告を求める。

(注3) 大防法に基づきばい煙発生施設等の届出の件数を調査している。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票事項一覧を参照)

- a) 工場又は事業場の概要
- b) ばい煙発生施設ごとに次に掲げる事項
 - ① ばい煙発生施設の概要
 - ② ばい煙発生施設の稼働状況
 - ③ ばい煙の測定値
 - ④ 燃原料の種類及び使用量

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年度の前年度 (4月～3月) 1年間の実績

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

環境省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

環境省が民間事業者に調査の準備、実施 (問い合わせ対応、督促、回収等)、集計及び分析を委託し、民間事業者が調査票を報告者に郵送する。報告者は、調査票に記入し郵送又は電子メールにより回答する。

なお、電子メールによる回答の場合は、調査票情報のファイル保存時に当該ファイルに対してパスワードを設定させ、セキュリティ対策を講ずる。

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
3年
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
平成30年9月3日～11月2日

8 集計事項

- (1) 工場・事業場数及び施設数
 - ① 地域別・業種別工場又は事業場数及び施設数
 - ② 地域別・施設種類別施設数
 - ③ 地域別・最大排出ガス量規模別工場又は事業場数及び施設数
- (2) ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物）排出状況
 - ① 業種別ばい煙排出量
 - ② 地域別・業種別ばい煙排出量
 - ③ 施設種類別ばい煙排出量
 - ④ 地域別・施設種類別ばい煙排出量
 - ⑤ 最大排出ガス量規模別ばい煙排出量
 - ⑥ 地域別・最大排出ガス量規模別ばい煙排出量
- (3) 燃原料に係る集計
 - ① 業種別・燃原料種別燃原料使用量
 - ② 施設種類別・燃原料種別燃原料使用量
 - ③ 燃原料種別・硫黄分
 - ④ 燃原料種別・比重
 - ⑤ 燃原料種別・発熱量

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法
インターネット（e-Stat、環境省HP）により公表する。
- (2) 公表の期日
速報値：令和元年10月
確定値：令和2年1月^(注4)
(注4) 地方公共団体が自ら調査を行った結果を含む。

10 使用する統計基準

本調査の対象は、大防法に規定するばい煙発生施設に限定しており、調査対象の範囲の確定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済みの調査票：3年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

環境省 水・大気環境局 大気環境課長

調査事項一覧

(1) 工場・事業場の情報

- ・所在地：対象ばい煙発生施設の所在地
- ・工場・事業場名：対象ばい煙発生施設を保有する工場・事業場の名称
- ・産業区分：本調査で示す産業区分コード表から最もあてはまる産業区分を選択

(2) 対象ばい煙発生施設の情報

- ・施設番号：地方公共団体が管理する施設番号
- ・届出施設番号：ばい煙発生施設届出書に記載された施設番号（記号）
- ・同一規格施設数：対象施設と同一の規格である施設を有している数
- ・施設種別：本調査で示す施設種別コード表から最もあてはまる施設種別を選択
- ・施設区分：対象施設が適用を受ける法令（大気汚染防止法に規定する「ばい煙発生施設」、電気事業法に規定する「電気工作物」、ガス事業法に規定する「ガス工作物」、鉱山保安施行規則別表第二で定める「ばい煙発生施設」）を選択
- ・設置年月：ばい煙発生施設の設置年、月

(3) 対象ばい煙発生施設の稼働状況

① 稼働状況（平成 29 年度の稼働実績）

- ・稼働実績の有無
- ・年間稼働時間：平成 29 年度の 1 年間における当該施設の稼働時間数
- ・通常稼働日数：平成 29 年度の 1 年間における当該施設の 1 か月あたりの平均的な稼働日数
- ・通常稼働時間：平成 29 年度の 1 年間における当該施設の 1 日あたりの平均的な稼働時間数

② ばい煙測定結果

- ・排出ガス量（湿り）：排出ガス量（湿り）の測定結果
- ・排出ガス量（乾き）：排出ガス量（乾き）の測定結果
- ・酸素濃度：排出ガス量中の酸素濃度の測定結果
- ・水分：排出ガス量中の水分の測定結果
- ・排出ガス温度：排出ガスの温度の測定結果
- ・ばい煙濃度測定結果：排出ガス（乾き）中のばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）濃度の測定値

③ 燃原料使用量

- ・燃原料名称：対象施設で使用した燃原料について、本調査の燃原料名称一覧表より最もあてはまる燃原料種を選択
- ・年度間燃原料使用量：調査対象期間における燃原料使用量

- ・備考：使用量の指定単位（年間あたり）への換算が困難な場合、使用量の把握時に参考とした資料に記載された単位を記入
- ・硫黄分：使用した燃原料に含まれる硫黄分
- ・比重：使用した燃原料の比重
- ・高発熱量：使用した燃原料の高発熱量